



町議会審議結果..... P 2

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上川町安全安心まちづくり条例の制定について

上川町税条例等及び都市計画税条例の一部改正について

上川町国民健康保険税条例の一部改正について ほか

上川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

平成21年度一般会計補正予算 ほか

委員会の動き..... P 3

意見書の提出..... P 4

発行/上川町議会 編集/議会広報特別委員会



上川小学校運動会

町議会

審議結果

5月臨時会

平成21年第3回上川町議会（臨時2）は、専決処分
の承認（平成20年度上川町
一般会計補正予算（第11
号）や職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
など4件が審議されまし
た。主な内容は次のとおり
です。

可決議案等

職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例、上
川町議会議員の議員報酬及
び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例につ
いて、町長等の給与に関す
る条例の一部を改正する条
例については、人事院が6

6月定例会

月に支給予定の国家公務員
の期末・勤勉手当の額を引
き下げるよう臨時勧告を
行ったところであり、給与
を国家公務員に準じて改正
をするもの。



民、事業者、住民組織、関
係団体などの協力により、
安全で安心な暮らしができ
る社会実現のため、制定す
るもの。

可決議案等

上川町税条例等及び都市
計画税条例の一部改正につ
いては、地方税法等の一部
を改正する法律が公布され
たことなどに伴い、関係す
る町税条例等並びに都市計
画税条例の一部改正を行う

もの。
上川町国民健康保険税条
例の一部改正については、
「国民健康保険法等の一部
を改正する法律」及び「地
方税法等の一部を改正する
法律」が施行されたことに
伴う改正、並びに税率が確
定したことによる改正をす
るもの。

町道民税の納期が変わりました

（第1期）	7月15日～7月31日
（第2期）	8月15日～8月31日
（第3期）	9月15日～9月30日
（第4期）	10月15日～10月31日
（第5期）	11月15日～11月30日
（第6期）	12月10日～12月25日

過疎地域自立促進のため
の固定資産税の課税の特例
に関する条例の一部改正に
ついては、「地方税の課税
免除又は不均一課税に伴う



措置」が適用される場合等
を定める省令が改正された
ことに伴い、課税免除の適
用期間を1年間延長し、平
成22年3月31日とするも
の。
上川町過疎地域自立促進
市町村計画の変更について
は、「層雲峡地区ブロード
バンド整備事業」を計画に
追加し、過疎対策事業債の
適用を得ようとするもの
で、北海道知事との協議が
整ったことから、議会の議
決を求めるもの。

まちの議会を傍聴してみませんか

次の定例会は
9月に開催予定です。

お問合せは
議会事務局 ☎ 2 - 1 2 1 1 （内線 3 0 0）



財産（旧東雲小学校）の
無償貸付については、地方
自治法第237条第2項及
び同法第96条第1項第6号
の規定に基づき、議会の議
決を求めるもので、貸付の
相手方は、上川郡上川町西
町19番地5 上川野外活用
センター運営委員会 代表
岡 久雄氏、貸付期間
は、平成21年6月15日から
平成25年3月31日



平成21年度上川町一般会
計補正予算（第1号）は、
歳出において、新エネル

委員会の動き

産業福祉

5月21日 所管事務調査
所管各課等の平成21年度
主要事業計画について、担
当課長等から説明を受けま
した。



総務文教

5月27日 所管事務調査
所管各課等の平成21年度
主要事業計画について、担
当課長等から説明を受けた
後、郷土資料室、教職員住
宅建設予定地、公営住宅
（駅前団地B、新光町団
地）旧東雲小学校、リクマ
ンベツ川砂防工事の進捗状



況の現地調査を行いました。
た。



議会・議会広報

に対して、みなさまの
ご意見をお寄せください。

役場議会事務局へ（3階） ☎ 2 - 1 2 1 1

国に意見書を提出しました

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
財務大臣、文部科学大臣
2010年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫
負担制度の堅持と負担率2分の1復元、就学援助制度充実など
教育予算の確保・充実を求める意見書

北海道に意見書を提出しました

道立試験研究機関の地方独立行政法人化以後も、地域に根ざ
した機関として存続・機能強化を求める意見書

編集後記

フィンランドに住む日本
人女性の話をテレビで伺い
ました。

フィンランドは人口約5
00万人で消費税は25%と
日本の5倍ですが、社会保
障目的に使われています。

育児休業中も賃金の8割が
貰え、3年後引続き取得し
ても7割方貰えるといいま
す。

住宅に困窮することもな
く、当然住宅ローンを抱え
ることもなく、貯金する必
要性は日常生活の中におい
て有り得ないということだ
す。

首相の年収は850万円
程度で、国会に行く手段は
電車であり、「運転手付の
車に乗ることは考えられな
い。」といい、社会の安定化
が犯罪の少ない国となっ
ていると見えます。

我国は？
…

アメリカ発大恐慌の激震
にあい、就職内定取消し、
授業料払えず中途退学、非
正規雇用の首切り。

憲法第22条職業選択の自
由。同23条学問の自由。同
第25条文化的生活の保障。
これら憲法に抵触する事
態が公然と常態化していま
す。

国税の税収以上の赤字国
債を発行して定額給付金の
支給。

この財源も将来の付けを
思うと……！

6月議会、一般質問が無
く報告のみになりました。

一議員として真剣に考え
てみたいと思います。

是非皆さまのご意見を議
会へ届けて頂きますよう！

（安部 記）

議会広報特別委員会

委員長 安部 逸雄

副委員長 笠間 法考

委員 遠藤 和男

川上 隆士

久米 得正